

新	旧	修正理由・備考								
<p style="text-align: center;">第1章 第4節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="178 537 1279 674"> <tr> <td>科医師会、看護協会</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(12) (社福) 長野県社会福祉協議会</td> <td>災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チーム (DWAT) に関すること。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第2章 第1節 地震に強い市づくり</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市内における構造物・施設等について、防災基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い市づくりを行う。</p> <p>また、地震防災設備の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。</p> <p>第3 計画内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（全部等）</p> <p>(ウ) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>特に、2次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p>	科医師会、看護協会	処理すべき事務又は業務の大綱	(12) (社福) 長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チーム (DWAT) に関すること。	<p style="text-align: center;">第1章 第4節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1374 537 2475 674"> <tr> <td>科医師会、看護協会</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(12) (社福) 長野県社会福祉協議会</td> <td>災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チームに関すること。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第2章 第1節 地震に強い市づくり</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市内における構造物・施設等について、防災基本計画に基づき耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い市づくりを行う。</p> <p>また、地震防災設備の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。</p> <p>第3 計画内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（全部等）</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>特に、2次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p>	科医師会、看護協会	処理すべき事務又は業務の大綱	(12) (社福) 長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チームに関すること。	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
科医師会、看護協会	処理すべき事務又は業務の大綱									
(12) (社福) 長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チーム (DWAT) に関すること。									
科医師会、看護協会	処理すべき事務又は業務の大綱									
(12) (社福) 長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チームに関すること。									

<p>h 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</p> <p>イ 関係機関が実施する計画 (ウ) ライフライン施設の機能の確保 a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 特に、2次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>b ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておく。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努める。</p> <p>c 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。</p> <p>d コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。</p> <p>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保する。 また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検討する。 なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、</p>	<p>(新設)</p> <p>イ 関係機関が実施する計画 (ウ) ライフライン施設等の機能の確保 a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 特に、2次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>(新設)</p> <p>b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。</p> <p>c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。</p> <p>d 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。 また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検討しておくものとする。 なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
---	--	------------------------

<p style="text-align: center;">第2章 第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課）</p> <p>(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p> <p>5 業務継続性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課）</p> <p>(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。</p> <p>5 業務継続性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p style="text-align: center;">第2章 第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 指定緊急避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特徴や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 指定緊急避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特徴や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>(移設)</p> <p>(ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。</p> <p>(イ) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。</p> <p>(ウ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを目頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</p> <p>(オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</p> <p>(カ) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(キ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(ク) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。</p> <p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p>	<p>(ア) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(移設)</p> <p>(移設)</p> <p>(移設)</p> <p>(移設)</p> <p>(移設)</p> <p>(ウ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(エ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。</p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	---	------------------------

<p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。 また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>(セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(タ) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。</p> <p>(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考に、市「避難所運営マニュアル」を定めたので運用に努める。</p> <p>(ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に</p>	<p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む避難所の感染症対策について、感染者患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。</p> <p>(移設)</p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。</p> <p>(ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(サ) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。</p> <p>(シ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考に、市「避難所運営マニュアル」を定めたので運用に努める。</p> <p>(ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に</p>	
---	---	--

<p>指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>(テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</p> <p>(ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(ナ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(ニ) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承してゆく必要がある。</p> <p>当市における国、県指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。(資料18参照)</p> <p>また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画(教育課)</p> <p>各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等を図る。</p> <p>(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護について指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災設備の設置推進とそれに対する助成を行う。</p> <p>(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努める。</p>	<p>指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>(セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</p> <p>(ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(タ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(チ) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>(ツ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承してゆく必要がある。</p> <p>当市における国、県指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。(資料18参照)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画(教育課)</p> <p>各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等を図る。</p> <p>(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護について指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災設備の設置推進とそれに対する助成を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせ修正</p> <p>令和元年東日本台風災害等を踏まえ、文化財の被災に係る対策について修正</p>
---	---	---

<p>イ 所有者が実施する計画</p> <p>(ア) 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。</p> <p>(イ) 建造物内にある文化財の把握に努める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市には、農業用ため池が数多くあり、中には堤体等が老朽化しているものもある。大規模地震により決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪うおそれがある。(資料29参照)</p> <p>このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、耐震性が確保されていない施設について順次耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。</p> <p>1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</p> <p>ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</p> <p>防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 現状及び課題</p> <p>老朽化しているものは、大規模地震発生時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次耐震工事を実施していく。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 市の実施計画(農林課・土地改良区)</p> <p>ア ため池の諸元、改修歴等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状態について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>イ ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。</p> <p>ウ ため池ハザードマップを作成し、市民に周知する。</p> <p>(3) 関係機関が実施する計画</p> <p>ア ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。</p>	<p>イ 所有者が実施する計画</p> <p>防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市には、農業用ため池が数多くあり、中には堤体等が老朽化しているものもある。大規模地震により決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪うおそれがある。(資料29参照)</p> <p>このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、耐震性が確保されていない施設については順次耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、優先して対策に取り組む。</p> <p>(1) 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</p> <p>ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</p> <p>農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。また、「防災重点農業用ため池」の防災工事を推進する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>老朽化しているものは、大規模地震発生時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次耐震工事を実施していく。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画(農林課・土地改良区)</p> <p>(ア) ため池の諸元、改修歴等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状態について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>(イ) ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。</p> <p>(ウ) ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。</p> <p>イ 関係機関が実施する計画</p> <p>(ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市に緊急連絡ができるようにする。</p>	<p>文言の修正</p> <p>記号の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>記号の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>記号・文言の修正</p>
---	--	--

<p>イ ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市に点検結果を報告する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・生活環境課・福祉課・建設課・教育課）</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>e 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動</p> <p>g 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</p> <p>h 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</p> <p>i 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</p> <p>j 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</p> <p>k 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識</p> <p>l 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p>m 地域、職場、家庭のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>n 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>o 正確な情報入手の方法</p> <p>p 要配慮者に対する配慮</p> <p>q 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p>r 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p>s 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>t 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p>	<p>(イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市に結果を報告する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・生活環境課・福祉課・建設課・教育課）</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>e 警報等発表時や避難指示、避難準備情報の発令時にとるべき行動</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>f 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識</p> <p>g 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p>h 地域、職場、家庭のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>i 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>j 正確な情報入手の方法</p> <p>k 要配慮者に対する配慮</p> <p>l 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p>(新設)</p> <p>m 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>n 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p>	<p>「ため池サポートセンター」について追記</p> <p>災害対策基本法改正による修正 国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>
---	--	---

<p>u 各地域における指定緊急避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p>v 避難生活に関する知識</p> <p>w 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>x 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p> <p>y 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識</p> <p>(a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識</p> <p>(b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>(c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識</p> <p>(d) 東海地震に係る地震防災対策推進地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>z 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</p> <p>aa 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。</p> <p>ab 被害想定区域外にも被害が及び可能性があることについて</p> <p>(ク) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。</p> <p>(ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p> <p>3 学校及び保育園における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものとするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。</p>	<p>o 各地域における指定緊急避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p>p 避難生活に関する知識</p> <p>q 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>r 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p> <p>s 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識</p> <p>(a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識</p> <p>(b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>(c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識</p> <p>(d) 東海地震に係る地震防災対策推進地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>t 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</p> <p>u 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。</p> <p>v 被害想定区域外にも被害が及び可能性があることについて</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 学校及び保育園における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものとするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	---

第3章 第1節 災害情報の収集・連絡活動

第2 活動の内容

3 被害状況等の調査と調査責任機関

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市（総務部）	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市（総務部）	上田地域振興局 総務管理課
・高齢者等避難 ・避難指示等避難状況	市（総務部）	上田地域振興局 総務管理課
社会福祉施設被害	施設管理者	上田保健福祉事務所 福祉課
農・畜・養蚕・水産業被害	市（産業経済部）	長野県上田農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場、農業協同組合
農地・農業用施設被害	市（産業経済部）	上田地域振興局 農地整備課・土地改良区
林業関係被害	市（産業経済部） 上田地域振興局 森林管理署	上小森林組合
公共土木施設被害	市（都市整備部） 上田建設事務所	
土砂災害等による被害	上田建設事務所	
都市施設被害	市（都市整備部）	上田建設事務所
水道施設被害	市（都市整備部）	上田地域振興局 環境課
廃棄物処理施設被害	市（市民生活部）	上田地域振興局 環境課
感染症関係被害	市（健康福祉部）	上田保健福祉事務所 健康づくり支援課
医療施設関係被害	施設管理者	上田保健福祉事務所 総務課
商工関係被害	市（産業経済部）	上田地域振興局 商工観光課、商工会
観光施設被害	市（産業経済部）	上田地域振興局 商工観光課
教育関係被害	市（教育委員会事務局）	東信教育事務所
公有財産被害	市（総務部）	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	上田地域振興局 総務管理課
警察調査被害	警察署	市・警備業協会
火災速報	市（総務部）	
危険物等の事故による被害	市（総務部）	
水害等情報	水防関係機関	

第3章 第1節 災害情報の収集・連絡活動

第2 活動の内容

3 被害状況等の調査と調査責任機関

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市（総務部）	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市（総務部）	上田地域振興局 総務管理課
避難準備情報・避難指示等避難状況	市（総務部）	上田地域振興局 総務管理課
社会福祉施設被害	施設管理者	上田保健福祉事務所 福祉課
農・畜・養蚕・水産業被害	市（産業経済部）	長野県上田農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場、農業協同組合
農地・農業用施設被害	市（産業経済部）	上田地域振興局 農地整備課・土地改良区
林業関係被害	市（産業経済部） 上田地域振興局 森林管理署	上小森林組合
公共土木施設被害	市（都市整備部） 上田建設事務所	
土砂災害等による被害	上田建設事務所	
都市施設被害	市（都市整備部）	上田建設事務所
水道施設被害	市（都市整備部）	上田地域振興局 環境課
廃棄物処理施設被害	市（市民生活部）	上田地域振興局 環境課
感染症関係被害	市（健康福祉部）	上田保健福祉事務所 健康づくり支援課
医療施設関係被害	施設管理者	上田保健福祉事務所 総務課
商工関係被害	市（産業経済部）	上田地域振興局 商工観光課、商工会
観光施設被害	市（産業経済部）	上田地域振興局 商工観光課
教育関係被害	市（教育委員会事務局）	東信教育事務所
公有財産被害	市（総務部）	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	上田地域振興局 総務管理課
警察調査被害	警察署	市・警備業協会
火災速報	市（総務部）	
危険物等の事故による被害	市（総務部）	
水害等情報	水防関係機関	

災害対策基本法改正による修正

<p>第3章 第3節 広域相互応援活動</p>	<p>第3章 第3節 広域相互応援活動</p>	
<p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互等の応援協定及び法令に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)</p> <p>なお、市が被災し応援を受けようとする場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、市が被災しなかった場合は、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。 2 災害時に速やかな応援体制を整える。 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。 4 応援活動に伴う経費を負担する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、市は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p> <p>なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互等の応援協定及び法令に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)</p> <p>なお、東御市が被災し応援を受けようとする場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、東御市が被災しなかった場合は、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。 (2) 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。 (3) 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。 (4) 応援活動に伴う経費を負担する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、市は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p> <p>なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>記号の修正 国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課）</p> <p>（ア） 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策</p> <p>（イ） 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</p> <p>（ウ） 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>（エ） 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>（オ） 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。</p> <p>（カ） 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるよう努める。</p> <p>a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア</p> <p>（キ） 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>（ク） 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。</p> <p>（ケ） 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課）</p> <p>（ア） 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模地震等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（イ） 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>（ウ） 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。</p> <p>（エ） 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるよう努める。</p> <p>a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア</p> <p>（オ） 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>（カ） 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。</p> <p>（キ） 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	---

<p>(コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。</p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>(セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。</p> <p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>広域避難及び広域一時滞在については、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課・企画振興課）</p> <p>(ア) 広域避難の対応</p> <p>a 協議等</p> <p>災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める</p>	<p>(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>5 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課・企画振興課）</p> <p>(ア) 被害が甚大で市域を超えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。</p> <p>(新設)</p>	<p>災害対策基本法改正による修正</p>
--	---	-----------------------

<p>ほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</p> <p>b 実施 あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</p> <p>c 避難者への情報提供 避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。</p> <p>(イ) 広域一時滞在の対応</p> <p>a 協議等 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</p> <p>b 広域的避難収容活動の実施 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>イ 運送事業者等の関係事業者が実施する対策</p> <p>(ア) 活動実施 運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実務に協力するよう要請する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。</p> <p>(エ) 避難者を受け入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。</p> <p>(オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。</p> <p>(新設)</p>	
--	--	--

<p>(イ) 避難者への情報提供 関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。</p> <p>第3章 第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容 3 文化財 (2) 実施計画 ア 市の実施対策（教育課） (ア) 市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。 (イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。 (ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>イ 所有者又は管理者が実施する対策 (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。 (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。 (ウ) 災害原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。 (エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>第3章 第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 【建築物関係】 ア 市の実施対策（建設課） (ウ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。</p>	<p>(新設)</p> <p>第3章 第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容 3 文化財 (2) 実施計画 ア 市の実施対策（教育課） 市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>イ 所有者又は管理者が実施する対策 (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。 (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。 (ウ) 災害原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第3章 第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 【建築物関係】 ア 市の実施対策（建設課） (新設)</p>	<p>令和元年東日本台風災害等を踏まえ、文化財の被災に係る対策について修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	--	--

第3章 第33節 ため池災害応急活動	第3章 第33節 ため池災害応急活動	
<p>第2 主な活動 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針 あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について、速やかに緊急点検を実施する。 ため池が決壊した場合、又は決壊のおそれが生じた場合は農林課長が実施責任者となり速やかに位置及び被害状況を把握するとともに、県の協力を受け応急工事を実施する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 市の実施対策(農林課・土地改良区)</p> <p>ア 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告する。 イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。 ウ 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。</p> <p>(2) 関係機関が実施する対策</p> <p>ア <u>ため池管理者は</u>、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市へ報告する。 イ <u>ため池管理者は</u>、地震により堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流する。 ウ <u>ため池管理者は</u>、市が実施する応急対策に協力する。</p>	<p>第2 主な活動 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針 あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。 ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は農林課長が実施責任者となり速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、県の協力を受け応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策(農林課・土地改良区)</p> <p>(ア) 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告する。 (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。 (ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。</p> <p>イ 関係機関が実施する対策</p> <p>(ア) <u>管理団体において</u>、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市へ報告するものとする。 (イ) <u>地震の発生</u>により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。 (ウ) 市が実施する応急対策について協力するものとする。</p>	<p>文言の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>記号・文言の修正 関係機関名を明記</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1章 第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、東御市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつづ一体となって最善の対策をとる。</p> <p>特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(ウ) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>(オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</p> <p>(カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</p> <p>(キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報</p>	<p style="text-align: center;">第1章 第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、東御市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつづ一体となって最善の対策をとる。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(ウ) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。</p> <p>(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早急に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>(ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。</p> <p>(イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。</p> <p>(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。</p> <p>(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。</p> <p>(オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。</p> <p>(カ) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。</p> <p>(キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。</p> <p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。</p> <p>(サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのイフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。</p>	<p>物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>(ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。</p> <p>(イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。</p> <p>(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。</p> <p>(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。</p> <p>(オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。</p> <p>(カ) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。</p> <p>(キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。</p> <p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。</p> <p>(サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのイフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。</p>	
---	---	--

<p>(シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。</p> <p>2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとる。</p> <p>(1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画</p> <p>(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立</p> <p style="text-align: center;">第1章 第4節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>(12) (社福) 長野県社会福祉協議会</td> <td>災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第2章 第1節 風水害に強い市づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い市づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画 (全部等)</p> <p>(カ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画 (全部等)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(12) (社福) 長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。	<p>(シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。</p> <p>2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとる。</p> <p>(1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画</p> <p>(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立</p> <p style="text-align: center;">第1章 第4節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>(12) (社福) 長野県社会福祉協議会</td> <td>災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チームに関すること。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第2章 第1節 風水害に強い市づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い市づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画 (全部等)</p> <p>(新設)</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画 (全部等)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(12) (社福) 長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チームに関すること。	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱									
(12) (社福) 長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱									
(12) (社福) 長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チームに関すること。									

<p>a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</p> <p>b 地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。</p> <p>c 土砂災害警戒区域の指定を平成19年8月に受け（令和3年度修正）、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項について住民等に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と平行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</p> <p>d 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行ない、必要な措置を講じる。</p> <p>e 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市町村及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定する。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行う。</p> <p>f 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。</p> <p>g 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して、道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>h 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進</p> <p>(e) 浸水想定区域の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確</p>	<p>(新設)</p> <p>a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。</p> <p>b 土砂災害警戒区域の指定を平成19年8月に受け（令和3年度修正）、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項について住民等に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と平行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</p> <p>c 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行ない、必要な措置を講じる。</p> <p>(新設)</p> <p>d 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。</p> <p>e 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して、道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進</p> <p>(e) 洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以</p>	
--	---	--

<p>保を図るために必要な事項について定める。</p> <p>(j) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。</p> <p>(k) 土石災害のおそれのある個所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を県と共同で推進する。</p> <p>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰提等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰提、遊砂地等の整備を実施する。</p> <p>(イ) 風水害に対する建築物等の安全性</p> <p>d 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。</p> <p>(ウ) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力向上、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>i 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</p> <p>イ 関係機関が実施する計画</p> <p>(イ) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、</p>	<p>下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p> <p>(j) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。</p> <p>(k) 土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を県と共同で推進</p> <p>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰提等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰提、遊砂地等の整備を実施</p> <p>(イ) 風水害に対する建築物等の安全性</p> <p>d 強風による落下物の防止対策を図る。</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力向上、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>イ 関係機関が実施する計画</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、</p>	
---	---	--

<p>系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>c ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておく。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努める。</p> <p>d コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。</p> <p>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておく。</p> <p>また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検討しておく。</p> <p>なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。</p> <p>ウ 建築物の所有者等が実施する計画</p> <p>(ア) 風水害に対する建築物等の安全性</p> <p>a 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p>イ 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在中の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>エ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基</p>	<p>系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。</p> <p>d 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。</p> <p>また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検討しておくものとする。</p> <p>なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p>イ 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	--	------------------------

<p>づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明記するよう努める。</p> <p>オ 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。第11節「避難の受入活動計画」参照</p> <p>カ 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する、その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>キ 市は、災害想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。</p> <p>ク 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</p> <p>ケ 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第4節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図る。</p> <p>第2 主な取り組み 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。</p>	<p>づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明記するよう努める。</p> <p>エ 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。第11節「避難の受入活動計画」参照</p> <p>オ 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する、その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>カ 市は、災害想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。</p> <p>キ 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 第4節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。</p> <p>第2 主な取り組み 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。</p>	<p>土砂災害に対する警戒避難体制の文言を追加</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	---	--

<p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課）</p> <p>(ウ) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。</p> <p>(エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p> <p>2 組織の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 河川管理者が実施する計画</p> <p>河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。</p> <p>5 業務継続性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び関係機関が実施する計画（総務課）</p> <p>(ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の見直し等により業務継続性の確保を図る。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第5節 広域相互応援計画</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課）</p> <p>(ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。</p> <p>(エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。</p> <p>2 組織の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(新設)</p> <p>5 業務継続性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び関係機関が実施する計画（総務課）</p> <p>(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の見直し等により業務継続性の確保を図る。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第5節 広域相互応援計画</p>	
<p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び関係機関が実施する計画（総務課）</p> <p>(エ) 国や他の地方公共団体等から応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び関係機関が実施する計画（総務課）</p> <p>(エ) 国や他の地方公共団体等から応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や</p>	

<p>各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>(カ) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 住民及び自主防災組織が実施する計画</p> <p>住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意して、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。</p> <p>また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・建設課・農林課）</p> <p>(チ) 水防訓練の実施（年一回以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防技能の習熟 ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発 ・災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練 <p>(テ) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告</p>	<p>各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うもの。</p> <p>(カ) 訓練等を通じて、被災市町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 住民及び自主防災組織が実施する計画</p> <p>住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意して、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。</p> <p>また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・建設課・農林課）</p> <p>(チ) 水防訓練の実施（年一回以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防技能の習熟 ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発 ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練 <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正 制度名の変更に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p style="text-align: center;">第2章 第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援</p>	<p style="text-align: center;">第2章 第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要</p>	<p>水防法および土砂法の改正により、市町村に新たな役割が生じたことによる修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>者」という。)を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>4 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・福祉課）</p> <p>(ア) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>市が、市地域防災計画に定めるべき事項は以下とする。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものであるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。</p> <p>(ウ) 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方</p>	<p>支援者」という。)を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>4 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・福祉課）</p> <p>市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、地域防災計画において、避難行動支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>市が、市地域防災計画に定めるべき事項は以下とする。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて加筆修正</p>
---	---	--------------------------

<p>法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成する。</p> <p>(エ) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>市は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。</p> <p>(オ) 要配慮者支援計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。</p> <p>(カ) 避難行動要支援者の移送計画</p> <p>市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(キ) 個別避難計画の事前提供</p> <p>市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>(ク) 避難行動要支援者への配慮</p> <p>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。</p> <p>2 在宅者対策 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（総務課・福祉課） (ア) 指定避難所の整備</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 在宅者対策 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（総務課・福祉課） (ア) 指定避難所の整備</p>	
--	---	--

<p>市は、災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備</p> <p>市は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣に備え、保健、医療、福祉関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。</p> <p>(キ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>市は、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・福祉課）</p> <p>(ク) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</p>	<p>市は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備</p> <p>市は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健、医療、福祉関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。</p> <p>(キ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>市は、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・福祉課）</p> <p>(ク) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p style="text-align: center;">第2章 第9節 緊急輸送計画</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>4 緊急通行車両及び、規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>市の道路は、幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p style="text-align: center;">第2章 第9節 緊急輸送計画</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>4 緊急通行車両及び、規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>市の道路は、幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>ア 市の実施計画（総務課・税務課） （ア）管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保しておく。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第10節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容 （2）実施計画 ア 市の実施計画（総務課・市民課・建設課・農林課） （ア）災害時に予想される障害物の所有者及び警察と事前に対応を協議する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第11節 避難の受入活動計画</p> <p>3 計画の内容 1 避難計画の策定 （2）実施計画 ア 県及び市が実施する計画 （ア）避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて日頃から住民等への周知徹底に努める。 （カ）自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努める。</p> <p>イ 市の実施計画（関係課等） （イ）避難計画の作成 h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 （b）災害時における広報 ○ホームページ、Twitter 等による周知 ○広報車による周知 ○避難誘導員による現地広報 ○住民組織を通じた広報 なお、市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。 また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画 （エ）指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示等を行う際の助言を求</p>	<p>ア 市の実施計画（総務課・税務課） （ア）管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第10節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容 （2）実施計画 ア 市の実施計画（総務課・市民課・建設課・農林課） （ア）災害発生時に予想される障害物の所有者及び警察と事前に対応を協議する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容 1 避難計画の策定 （2）実施計画 ア 県及び市が実施する計画 （ア）避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて日頃から住民等への周知徹底に努める。 （新設）</p> <p>イ 市の実施計画（関係課等） （イ）避難計画の作成 h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 （b）災害時における広報 ○ホームページ、Twitter 等による周知 ○広報車による周知 ○避難誘導員による現地広報 ○住民組織を通じた広報 なお、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。 また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画 （エ）指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示を行う際の助言を求め</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて加筆</p>
--	--	--

<p>められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。</p> <p>2 指定緊急避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。 また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(移設)</p> <p>(ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送比較的容易な場所にあるものを指定する。</p> <p>(イ) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。</p> <p>(ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</p>	<p>られた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。</p> <p>2 指定緊急避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。 なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(移設)</p> <p>(移設)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	--	---

<p>(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</p> <p>(オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</p> <p>(カ) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(キ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(ク) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。</p> <p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した設備に努める。</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。 また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、</p>	<p>(移設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(ウ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(エ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。</p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した設備に努める。 また、避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染者患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。</p> <p>(移設)</p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うもの。</p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、</p>	
--	--	--

<p>携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>(セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(タ) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。</p> <p>(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月長野県避難所TKBスタンダード）等を参考に、市「避難所運営マニュアル」を定めたので運用に努める。</p> <p>(ツ) マニュアルの作成、訓練を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>(テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努める。</p> <p>(ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(ナ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(ニ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確</p>	<p>非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。</p> <p>(ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(サ) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。</p> <p>(シ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月長野県避難所TKBスタンダード）等を参考に、市「避難所運営マニュアル」を定めたので運用に努める。</p> <p>(ス) マニュアルの作成、訓練を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>(セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努める。</p> <p>(ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(タ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(チ) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>(ツ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確</p>	
--	---	--

<p>保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第12節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課）</p> <p>(イ) 災害時の活動要領について、教育指導を行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、市民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第16節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 危険物施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 上田地域広域連合消防本部の実施計画（東御消防署）</p> <p>(ア) 規制及び指導の強化</p> <p>b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第18節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 職員の配置計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時における迅速な供給施設の点検・情報収集を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第20節 下水道施設等災害予防計画</p>	<p>保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第12節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課）</p> <p>(イ) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害が発生時には、市民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第16節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 危険物施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 上田地域広域連合消防本部の実施計画（東御消防署）</p> <p>(ア) 規制及び指導の強化</p> <p>b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第18節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 職員の配置計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第20節 下水道施設等災害予防計画</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	--

<p>第3 計画の内容</p> <p>3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。</p> <p>また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第23節 災害広報計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。</p> <p>また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 被災者への情報提供体制</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・東御市、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行なえる体制を整えておく必要がある。</p> <p>これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。</p> <p>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。</p> <p>2 報道機関への情報提供及び協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。</p> <p>報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。</p> <p>また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。</p> <p>また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第23節 災害広報計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。</p> <p>また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 被災者への情報提供体制</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・東御市、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行なえる体制を整えておく必要がある。</p> <p>これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。</p> <p>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。</p> <p>2 報道機関への情報提供及び協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。</p> <p>報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。</p> <p>また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	---

<p>の方法について定めておく。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（企画振興課）</p> <p>(イ) 災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法について確認を行っておく。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>1 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講ずる。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 文化財の風水害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>当市における国、県指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p>また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（教育課）</p> <p>各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護について指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災設備の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p>(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努める。</p> <p>イ 所有者が実施する計画</p> <p>(ア) 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。</p> <p>(イ) 建造物内にある文化財の把握に努める。</p>	<p>方法について定めておく。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（企画振興課）</p> <p>(イ) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法について確認を行っておく。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 文化財の風水害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>当市における国、県指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（教育課）</p> <p>各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護について指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災設備の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>イ 所有者が実施する計画</p> <p>防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文化財の被災に係る対策について整理</p>
---	--	---

第2章 第29節 ため池災害予防計画	第2章 第29節 ため池災害予防計画	
<p>第1 基本方針</p> <p>市には、農業用ため池が数多くあり、中には堤体等が老朽化しているものもある。洪水等により決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪うおそれがある。雨期には土地改良区等の管理団体に警告を発するとともに、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。(資料29参照)</p> <p>このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。</p> <p>1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</p> <p>ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</p> <p>防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。</p> <p>3 豪雨に対する対策</p> <p>豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 市の実施計画（農林課・土地改良区）</p> <p>ア ため池の諸元、改修歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状態について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>イ ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。</p> <p>ウ 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。</p> <p>エ ため池ハザードマップを作成し、市民に周知する。</p> <p>(2) 関係機関が実施する計画</p> <p>ア ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。</p> <p>イ ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市に点検結果を報告する。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>市には、農業用ため池が数多くあり、中には堤体等が老朽化しているものもある。洪水等により決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪うおそれがある。雨期には土地改良区等の管理団体に警告を発するとともに、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。(資料29参照)</p> <p>このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者について施設管理者に指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、優先して対策に取り組む。</p> <p>(1) 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</p> <p>ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</p> <p>農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。また、「防災重点農業用ため池」の防災工事を推進する。</p> <p>(新設)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（農林課・土地改良区）</p> <p>(ア) ため池の諸元、改修歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状態について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>(イ) ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。</p> <p>(ウ) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。</p> <p>(エ) ため池ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。</p> <p>イ 関係機関が実施する計画</p> <p>(ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市に緊急連絡ができるようにする。</p> <p>(イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状態について調査するとともに市に結果を報告する。</p>	<p>文言の修正</p> <p>記号の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>「豪雨に対する対策」の追記</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>「ため池サポートセンター」について追記</p>

<p style="text-align: center;">第2章 第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。</p> <p>現在も各種の訓練等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。）の普及等、より実践的な活動が必要である。</p> <p>また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県及び市の実施計画（総務課・生活環境課・福祉課・建設課・教育課）</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>c 警報等や、避難指示等の意味や内容</p> <p>d 警報発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動</p> <p>e 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</p> <p>f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</p> <p>g 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</p> <p>h 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</p>	<p style="text-align: center;">第2章 第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。</p> <p>現在も各種の訓練等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。）の普及等、より実践的な活動が必要である。</p> <p>また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県及び市の実施計画（総務課・生活環境課・福祉課・建設課・教育課）</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>c 警報等や、避難指示等の意味や内容</p> <p>d 警報発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	------------------------

<p>i 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識</p> <p>j 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p>k 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>l 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識</p> <p>m 正確な情報入手の方法</p> <p>n 要配慮者に対する配慮</p> <p>o 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p>p 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p>q 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>r 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>s 各地域における風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識</p> <p>t 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニケーションを活かした避難活動</p> <p>u 避難生活に関する知識</p> <p>v 平常時から住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容</p> <p>w 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について</p> <p>x 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p>イ 市の実施計画（総務課・生活環境課・福祉課・建設課・教育課）</p> <p>(ク) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適正かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各趣講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシュミレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策を採ること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えマイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>(コ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、</p>	<p>e 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識</p> <p>f 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p>g 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>h 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識</p> <p>i 正確な情報入手の方法</p> <p>j 要配慮者に対する配慮</p> <p>k 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p>(新設)</p> <p>l 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>m 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>n 各地域における風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識</p> <p>o 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニケーションを活かした避難活動</p> <p>p 避難生活に関する知識</p> <p>q 平常時から住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容</p> <p>r 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について</p> <p>s 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p>イ 市の実施計画（総務課・生活環境課・福祉課・建設課・教育課）</p> <p>(ク) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適正かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各趣講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシュミレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策を採ること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えマイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>(コ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	---	------------------------

<p>円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。</p> <p>(サ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>(シ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。</p> <p>(ス) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p> <p>オ 住民が実施する計画</p> <p>各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。</p> <p>(エ) 災害時の連絡方法（連絡方法や避難ルールの取決め等）</p> <p>カ 企業等が実施する計画</p> <p>企業においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。</p> <p>キ 関係機関が実施する計画</p> <p>日本赤十字社東御市地区及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。</p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。</p> <p>したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・福祉課・東御消防署）</p> <p>市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p>イ 防災上重要な施設の管理者等が実施する計画</p> <p>防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動をとれるよう各種の防災</p>	<p>円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。</p> <p>(サ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>オ 住民が実施する計画</p> <p>各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。</p> <p>(エ) 発災時の連絡方法（連絡方法や避難ルールの取決め等）</p> <p>エ 企業等が実施する計画</p> <p>企業においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。</p> <p>オ 関係機関が実施する計画</p> <p>日本赤十字社東御市地区及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。</p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。</p> <p>したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・福祉課・東御消防署）</p> <p>市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p>イ 防災上重要な施設の管理者等が実施する計画</p> <p>防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正 記号の修正</p>
--	--	----------------------------------

<p>訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。</p> <p>3 学校及び保育園における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。</p> <p>そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものとするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(イ) その他の訓練</p> <p>e 避難訓練</p> <p>市及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課）</p> <p>(ア) 実践的な訓練の実施</p>	<p>訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。</p> <p>3 学校及び保育園における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。</p> <p>そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものとするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(イ) その他の訓練</p> <p>e 避難訓練</p> <p>市及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難指示、高齢等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課）</p> <p>(ア) 実践的な訓練の実施</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>災害対策基本法改正による修正</p>
---	---	--

<p>a 訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。</p> <p>また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>d 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。</p> <p>第2章 第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 組織の活性化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。</p> <p>加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。</p> <p>4 各防災組織相互の協調</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、災害時に連携のとれた活動を行えるよう日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。</p> <p>また自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課）</p> <p>(イ) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進する。</p>	<p>a 訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。</p> <p>また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>(新設)</p> <p>第2章 第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 組織の活性化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。</p> <p>加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。</p> <p>4 各防災組織相互の協調</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるよう日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。</p> <p>また自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課）</p> <p>(イ) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	--	---

<p style="text-align: center;">第2章 第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>イ 企業が実施する計画</p> <p>(カ) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市の実施計画（福祉課）</p> <p>イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第40節 観光地の災害予防計画</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（商工観光課）</p> <p>(ア) 観光地での災害時の市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p>	<p style="text-align: center;">第2章 第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>イ 企業が実施する計画</p> <p>(カ) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市の実施計画（福祉課）</p> <p>イ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ボランティアニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第40節 観光地の災害予防計画</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（商工観光課）</p> <p>(ア) 観光地での災害発生時の市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	--

<p>第3 計画の内容 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（総務課） 地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。 また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。 なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p>	<p>第3 計画の内容 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（総務課） 地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。 また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。</p>	<p>災害対策基本法の改正に合わせて修正</p>
<p>第3章 第1節 災害直前活動</p>		
<p>第3 活動の内容 1 警報等伝達活動 (2) 実施計画 2 土砂災害警戒情報発表時の対応 ア 市の実施する対策（企画政策課） 県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。 2 住民の避難誘導対策 (1) 基本方針 風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。 (2) 実施計画 ア 市の実施対策（全部等） (オ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ</p>	<p>第3 活動の内容 1 警報等伝達活動 (2) 実施計画 2 土砂災害警戒情報発表時の対応 ア 市の実施する対策（企画政策課） 県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を市民へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努める。 2 住民の避難誘導対策 (1) 基本方針 風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難の伝達、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。 (2) 実施計画 ア 市の実施対策（全部等） (オ) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への</p>	<p>避難情報発令を具体化</p>

<p>ブ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(カ) 市は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。</p> <p>(キ) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業所の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、（株）エフエムとうみ等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>((ク)～(ケ) 略)</p> <p>(コ) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>((サ) 略)</p> <p>(シ) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</p> <p>(ス) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>(セ) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p> <p>4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象より、災害が発生するおそれがあるときには、「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。</p>	<p>移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底等に努める。</p> <p>(カ) 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。</p> <p>(キ) 住民に対する高齢者等避難の伝達、避難指示の伝達に当たっては、関係事業所の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、（株）エフエム東御等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>((ク)～(ケ) 略)</p> <p>(コ) 避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>((サ) 略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれがあるときには、「注意報」が、重大な災害が起こるおそれがあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速などの予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>気象台による表現の統一等</p>
--	---	--

特別警報・警報・注意報の概要		特別警報・警報・注意報の概要	
種類	概要	種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等に、より、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等に、より、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）		特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）	
特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雨特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	暴風特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	暴風雪特別警報	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

避難情報に関するガイドライン改正に伴う修正

	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風警報	暴風による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風警報	暴風による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	

着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が 発生する おそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水 害 、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 発生するおそれ があるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温 による 農作物等 への 著しい被害 や 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害 が 発生する おそれがあるときに発表される。

着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が 起こる おそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 起こるおそれのある ときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温 のために 農作物等 に 著しい被害 が発生したり 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害 の起こる おそれがあるときに発表される。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同して区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	情報名	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、 氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、 氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同して区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	情報名	発 表 基 準
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。

避難情報に関するガイドライン改正に伴う修正

	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、 避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に 到達 することが見込まれるとき、 あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	
3 消防法に基づくもの		3 消防法に基づくもの				
(1) 火災気象通報		(1) 火災気象通報		規定の明確化		
消防法 第22条の規定により 、気象状況が火災の予防上危険であるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。		消防法 に基づき 、気象状況が火災の予防上危険であるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。				
区分	発表基準	区分	発表基準			
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。	火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。			
4 その他の情報		4 その他の情報				
(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布 （キキクル） 等警報の危険度分布 （キキクル） 等の概要		(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等警報の危険度分布等の概要		危険度分布の愛称の追記等		
種類	概要	種類	概要			
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて 常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂キキクル） により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。	大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域 （メッシュ） ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。			

<p>大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	<p>大雨警報（浸水害）の危険度分布</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	
<p>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	<p>洪水警報の危険度分布</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他の河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して数値化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</p>	<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他の河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して数値化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</p>	
<p>(3) 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信越地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているとき（線状降水帯）には、「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信越地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>		<p>(3) 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信越地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。</p>		<p>災害対策基本法による改正</p> <p>発表基準の変更による</p>

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中において、危険度分布（キキクル）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい状況になっているときに、県内の「北部・中部・南部」単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。

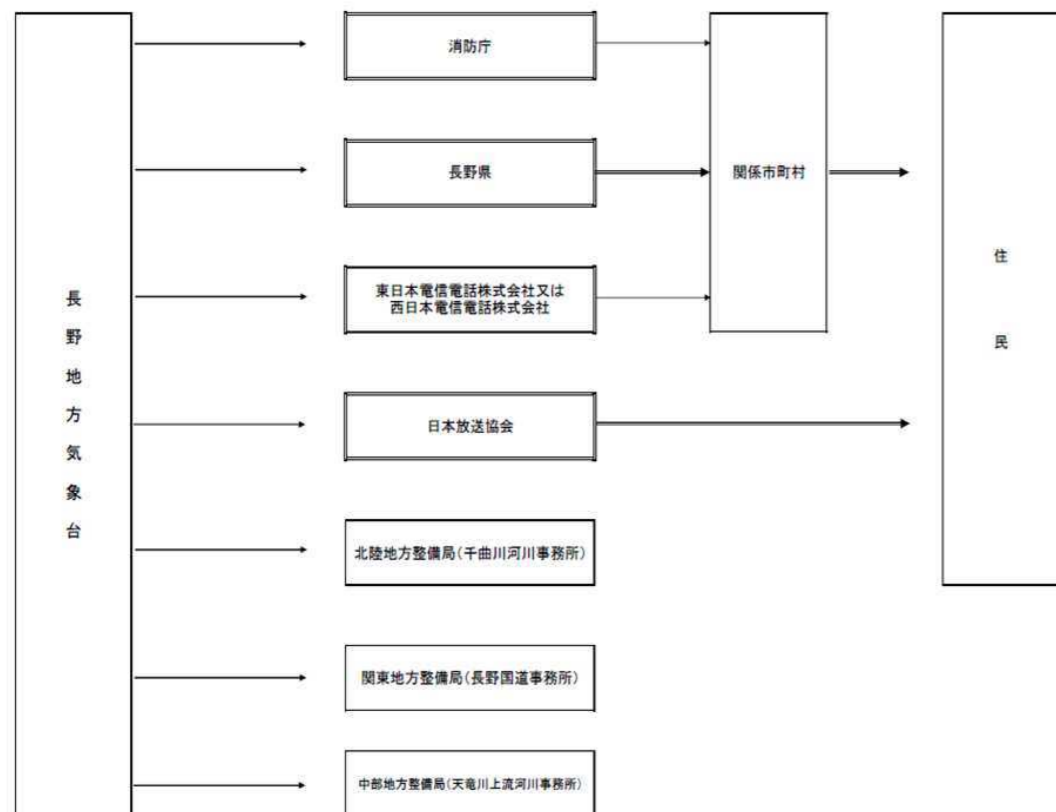
(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(1) 系統図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

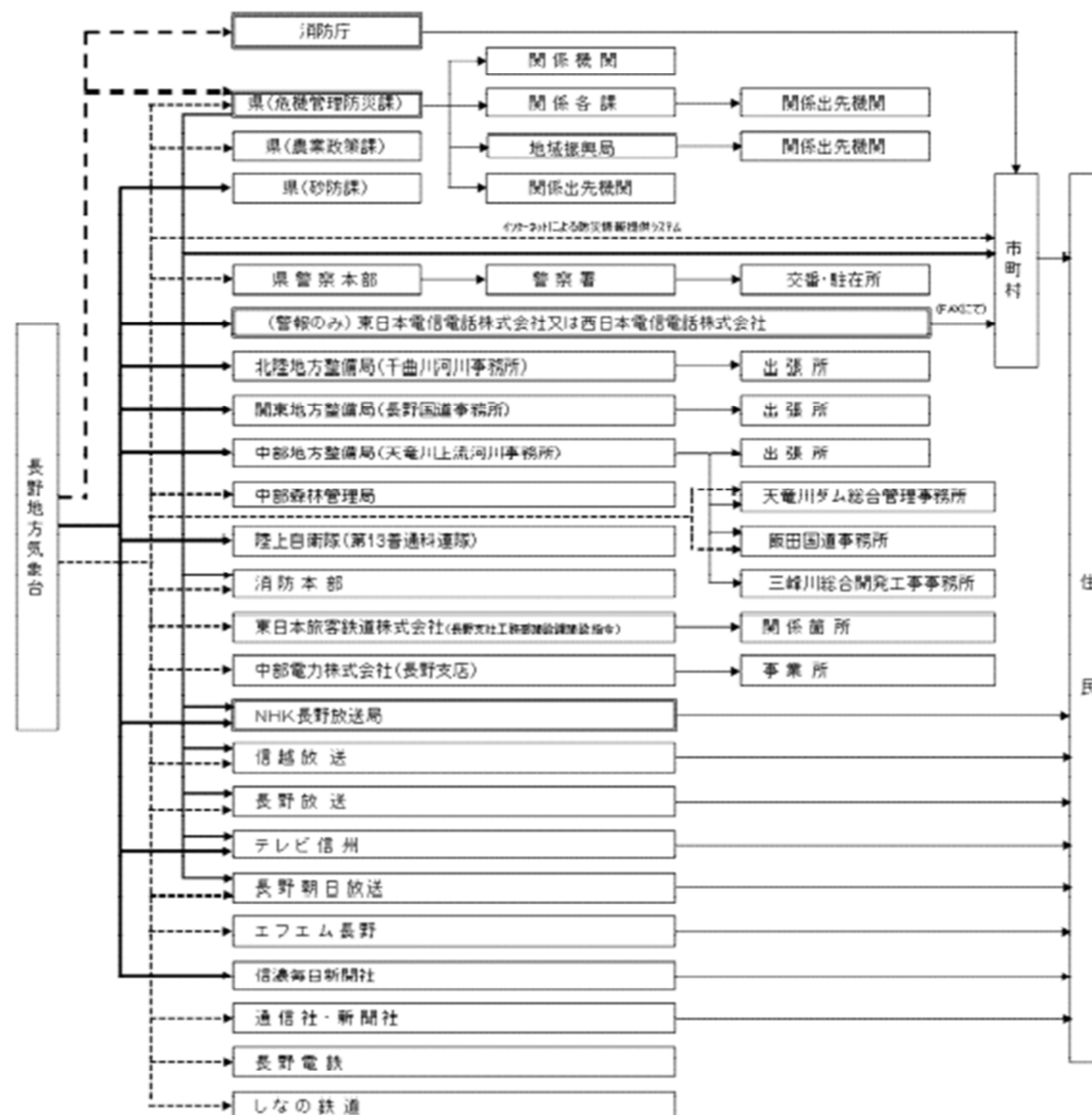
注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3 国土交通省の機関については、気象業務法施行令第8条第3号に基づく水防活動用気象警報等の通知先であるため、気象官署予報業務規則第103条第2項に基づき千曲川河川事務所に通知を行う。

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(1) 系統図



- 注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。警報発表時には、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。
- 注2 県（危機管理防災課）から各機関への伝達は、県防災行政ファックスによる。
- 注3 その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。
- 注4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定伝達先。
- 注5 (太実線矢印)は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。
- 注6 (濃線矢印)は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段(※)を示す。
- 注7 (太波線矢印)は、オンライン配信(XML配信)による伝達を示す。

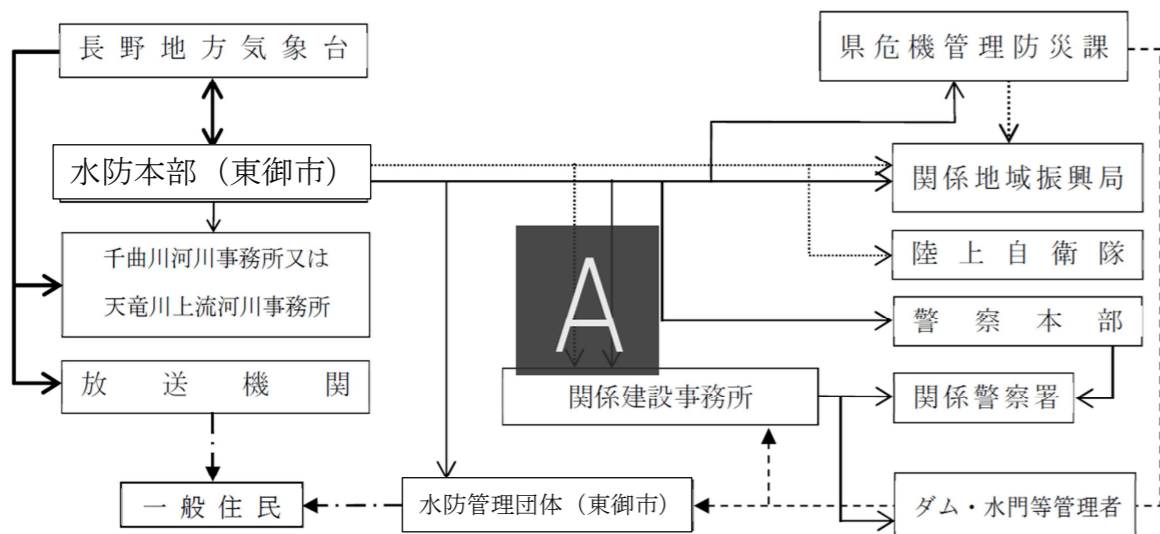
※ 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

気象業務法等の規定に基づく伝達先のみの記載に修正

2 水防警報等

(1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報
千曲川・犀川



(注) ——— は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関へ「**気象情報伝送システム**」等による伝達を示す。
 ----- は、オンラインによる伝達を示す。
 ----- は、電子メールによる伝達を示す。

第3章 第2節 災害情報の収集・連絡活動

第2 活動の内容

2 被害状況等の調査と調査責任機関

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市（総務部）	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市（総務部）	上田地域振興局 総務管理課
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市（総務部）	上田地域振興局 総務管理課

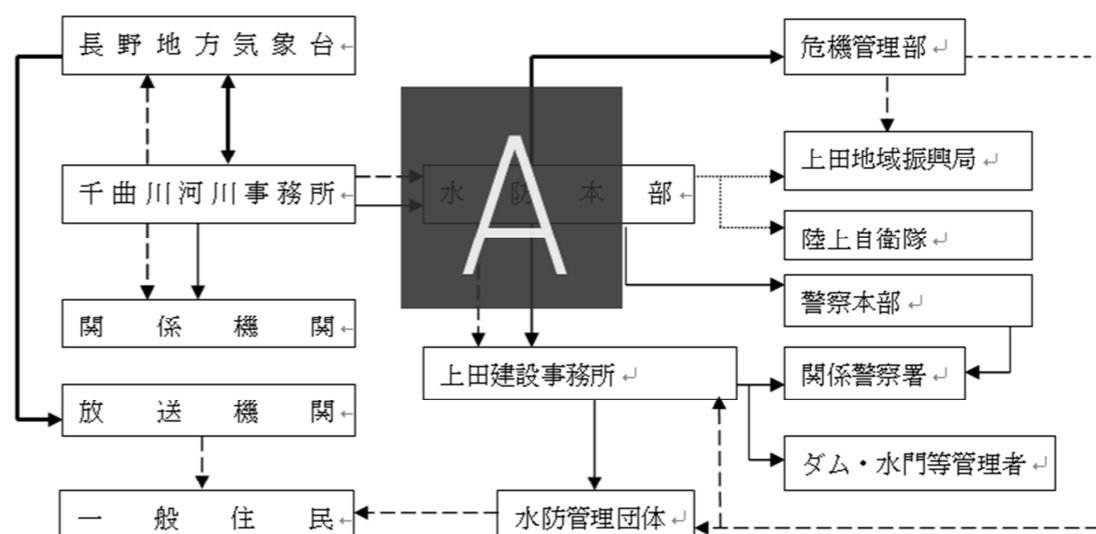
別記 災害情報収集連絡系統

(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号又は消防庁第4号様式（その2）（表21の3）
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告
 様式2-1号又は長野県防災情報システムにより報告

2 水防警報等

(1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報
千曲川・犀川



(注) ——— は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関へ「**防災情報提供システム**」等による伝達を示す。
 ----- は、オンラインによる伝達を示す。
 ----- は、電子メールによる伝達を示す。

第3章 第2節 災害情報の収集・連絡活動

第2 活動の内容

2 被害状況等の調査と調査責任機関

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市（総務部）	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市（総務部）	上田地域振興局 総務管理課
高齢者等避難、避難指示、避難状況	市（総務部）	上田地域振興局 総務管理課

別記 災害情報収集連絡系統

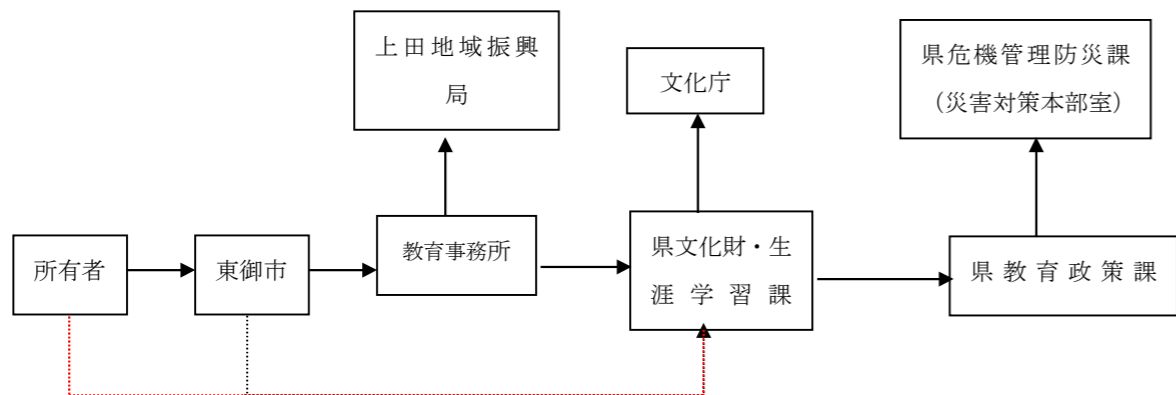
(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号又は消防庁第4号様式（その2）（表21の3）
高齢者等避難・避難指示等避難状況報告
 様式2-1号又は長野県防災情報システムにより報告

通信回線の変更に伴う修正

災害対策基本法改正による修正

(14) 教育関係被害状況報告 様式 15 号

ウ 文化財



第3章 第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互等の応援協定及び法令に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)

なお、東御市が被災し応援を受けようとする場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。

また、東御市が被災しなかった場合は、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

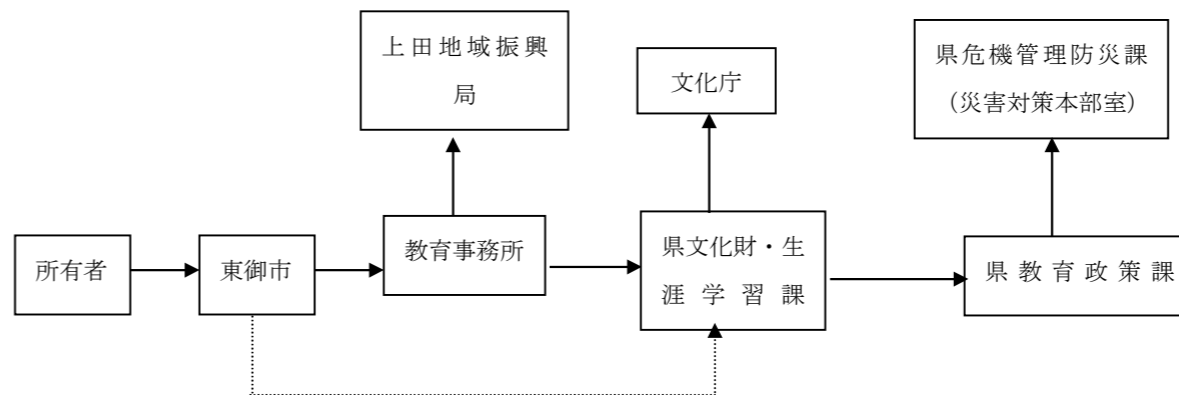
また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第2 主な活動

- (1) 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- (2) 災害時に速やかな応援体制を整える。
- (3) 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- (4) 応援活動に伴う経費を負担する。

(14) 教育関係被害状況報告 様式 15 号

ウ 文化財



第3章 第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互等の応援協定及び法令に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)

なお、東御市が被災し応援を受けようとする場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。

また、東御市が被災しなかった場合は、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

第2 主な活動

- (1) 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- (2) 災害**覚知**時に速やかな応援体制を整える。
- (3) 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- (4) 応援活動に伴う経費を負担する。

連絡系統を整理

国の防災基本計画に合わせて修正

国の防災基本計画に合わせて修正

<p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、市は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p> <p>なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課）</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、市は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p> <p>なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課）</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、風水害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p>第3章 第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 市はヘリコプターを運航する機関と平常時から密接な連携を保ち、災害時には迅速な要請手続きを行う。また必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。</p>	<p>第3章 第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 市はヘリコプターを運航する機関と平常時から密接な連携を保ち、災害発生時には迅速な要請手続きを行う。また必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p>第3章 第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市、消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底</p>	<p>第3章 第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市、消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>する。</p> <p>2 医療活動 (2) 実施計画 ウ 住民が実施する対策 発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第8節 消防・水防活動</p> <p>第3 活動の内容 1 消防活動 (2) 実施計画 イ 住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策 (ア) 出火防止、初期消火活動等 住民等は、災害時には使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱に十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。 また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。 なお、住民等は避難の際ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第1 基本方針 災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 避難受入れ活動 (2) 実施計画 ア 市の実施対策（企画振興課・福祉課） (イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等</p>	<p>2 医療活動 (2) 実施計画 ウ 住民が実施する対策 発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第8節 消防・水防活動</p> <p>第3 活動の内容 1 消防活動 (2) 実施計画 イ 住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策 (ア) 出火防止、初期消火活動等 住民等は、災害発生時には使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱に十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。 また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。 なお、住民等は避難の際ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第1 基本方針 災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 避難受入れ活動 (2) 実施計画 ア 市の実施対策（企画振興課・福祉課） (イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等</p>	<p>文章整理</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	--	---

<p>に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>なお災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備 (略)</p> <p>c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p>福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>イ 関係機関等が実施する対策</p> <p>(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認</p> <p>避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>なお災害時において、市から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておく。</p> <p>その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。</p> <p>特に市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。</p>	<p>に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備 (略)</p> <p>c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p>福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p>イ 関係機関等が実施する対策</p> <p>(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認</p> <p>避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>なお発災時において、市から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておく。</p> <p>その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。</p> <p>特に市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため高齢者等避難の伝達や、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。</p>	<p>国の防災基本計画の変更による</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	--

<p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。 2 市長は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 4 市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 5 県及び市は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 6 県及び市は、速やかに住宅の確保等を行う。 7 県、市及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。</p> <p>避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促す。</p> (2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（関係課等） <ol style="list-style-type: none"> イ 高齢者等避難、避難指示の意味 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者等避難」 <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</p> ○ 「避難指示」 <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。</p> 	<p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等避難、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 2 市長は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 4 市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 5 県及び市は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 6 県及び市は、速やかに住宅の確保等を行う。 7 県、市及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、高齢者等避難の伝達、避難指示を行う。</p> <p>高齢者等避難を伝達する者、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、高齢者等避難の伝達、避難指示を行なった場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促す。</p> (2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（関係課等） <ol style="list-style-type: none"> イ 高齢者等避難、避難指示の意味 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者等避難」 <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</p> ○ 「避難指示」 <p>被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</p> 	<p>災害対策基本法改正による修正</p>
--	--	-----------------------

<p>ウ 避難指示、高齢者等避難の発令及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市長の行う措置</p> <p>「各種マニュアル集 避難情報の判断・伝達マニュアル」により避難指示等を発令する。</p> <p>a 避難指示</p> <p>災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行う。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示する。</p> <p>なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>(e) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・建設課・東御消防署）</p> <p>ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p> <p>エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（関係課等）</p> <p>(イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</p> <p>(ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含</p>	<p>ウ 避難指示、高齢者等避難の発令及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市長の行う措置</p> <p>「各種マニュアル集 避難情報の判断・伝達マニュアル」により避難指示等を発令する。</p> <p>a 避難指示</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行う。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示する。</p> <p>なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>(e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・建設課・東御消防署）</p> <p>ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p> <p>エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（関係課等）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	------------------------

<p>め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>(エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>(オ) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。</p> <p>(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア f 避難所運営について専門性を有した外部支援者 <p>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。</p> <p>(ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。</p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施</p>	<p>(イ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>(ウ) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。</p> <p>(エ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア f 避難所運営について専門性を有した外部支援者 <p>(オ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。</p> <p>(キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。</p> <p>(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(新設)</p>	
--	--	--

<p>設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>(セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。</p> <p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>広域避難及び広域一時滞在については、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課・企画振興課）</p> <p>(ア) 広域避難の対応</p> <p>a 協議</p> <p>災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求める。</p> <p>b 実施</p> <p>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</p> <p>c 避難者への情報提供</p> <p>避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。</p> <p>(イ) 広域一時滞在の対応</p> <p>a 協議</p> <p>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求める。</p>	<p>(コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>5 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課・企画振興課）</p> <p>(ア) 被害が甚大で市域を超えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。</p> <p>(イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実務に協力するよう要請する。</p>	<p>災害対策基本法改正に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	--

<p>b. 広域的避難収容活動の実施 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。 (削除) (削除) (削除)</p> <p>ウ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】 (ア) 活動実施 運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 (イ) 避難者への情報提供 関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。</p>	<p>(ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。 (エ) 避難者を受け入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。 (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。 (新設)</p>	
<p style="text-align: center;">第3章 第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2) 実施計画 ア 市の実施対策（総務課） 市は、計画等で定めた非常用食料必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。 このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等に</p>	<p style="text-align: center;">第3章 第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2) 実施計画 ア 市の実施対策（総務課） 市は、計画等で定めた非常用食料必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて近隣市町村及び県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。 このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等に</p>	<p>物資調達・輸送調整等支援システムを用いた要請フローを反映</p>

<p>ついて体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、本部長の命を受けて民生福祉部長が実施責任者となり、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（健康保健課）</p> <p>(イ) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図る。</p> <p>(オ) 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。</p> <p>(カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第21節 危険物施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 共通事項</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（市民課）</p>	<p>ついて体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時においては、本部長の命を受けて民生福祉部長が実施責任者となり、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（健康保健課）</p> <p>(イ) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図る。</p> <p>(オ) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。</p> <p>(カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第21節 危険物施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 共通事項</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（市民課）</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文書の修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	--

<p>(ア) 災害時における連絡 危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立する。</p> <p>2 危険物施設の応急対策 (2) 実施計画 ア 上田地域広域連合消防本部の実施対策（東御消防署） (イ) 災害時における連絡 危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第28節 災害広報活動</p> <p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (1) 基本方針 市、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。 また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p> <p>(2) 実施計画 イ 放送事業者が実施する対策 (ア) 法令に基づく放送送出 災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施する。 なお、市からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。 法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。 a 県及び市 b 長野地方気象台 c 日本赤十字社（長野県支部）</p> <p style="text-align: center;">第3章 第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容 2 文化財</p>	<p>(ア) 災害発生時における連絡 危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。</p> <p>2 危険物施設の応急対策 (2) 実施計画 ア 上田地域広域連合消防本部の実施対策（東御消防署） (イ) 災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第28節 災害広報活動</p> <p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (1) 基本方針 市、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。 また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p> <p>(2) 実施計画 イ 放送事業者が実施する対策 (ア) 法令に基づく放送送出 災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。 なお、市からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。 法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。 a 県及び市 b 長野地方気象台 c 日本赤十字社（長野県支部）</p> <p style="text-align: center;">第3章 第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容 2 文化財</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	---	--

<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（教育課）</p> <p>(ア) 市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>イ 所有者が実施する対策</p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。</p> <p>(ウ) 災害原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（教育課）</p> <p>市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>イ 所有者が実施する対策</p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。</p> <p>(ウ) 災害原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>文化財の被災に関する対応について記載を修正</p>
<p>第3章 第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p>	<p>第3章 第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p>	
<p>第3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p>	
<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（建設課）</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。</p> <p>(イ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（建設課）</p> <p>道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p>2 危険物施設等にかかる二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(危険物関係)</p> <p>ア 上田地域広域連合消防本部の実施対策（東御消防署）</p> <p>(イ) 災害時における連絡</p> <p>危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。</p>	<p>2 危険物施設等にかかる二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(危険物関係)</p> <p>ア 上田地域広域連合消防本部の実施対策（東御消防署）</p> <p>(イ) 災害発生時等における連絡</p> <p>危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。</p>	

<p style="text-align: center;">第3章 第34節 ため池災害応急活動</p> <p>第2 主な活動 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針 ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は農林課長が実施責任者となり速やかに位置及び被害状況について把握するとともに、県の協力を受け応急工事を実施する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 市の実施対策（農林課・土地改良区）</p> <p>ア 災害発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告する。</p> <p>イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。</p> <p>ウ 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。</p> <p>(2) 関係機関が実施する対策</p> <p>ア ため池管理者は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに市へ報告する。</p> <p>イ ため池管理者は、堤体により亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流する。</p> <p>ウ ため池管理者は、市が実施する応急対策に協力する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 第34節 ため池災害応急活動</p> <p>第2 主な活動 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針 ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は農林課長が実施責任者となり速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、県の協力を受け応急工事を実施する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（農林課・土地改良区）</p> <p>(ア) 災害発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告する。</p> <p>(イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。</p> <p>(ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。</p> <p>イ 関係機関が実施する対策</p> <p>(ア) 管理団体において、ため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市へ報告するものとする。</p> <p>(イ) 堤体により亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。</p> <p>(ウ) 市が実施する応急対策について協力するものとする。</p>	<p>文書の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>記号・文言の修正 関係機関名を明記</p>
<p style="text-align: center;">第3章 第36節 文教活動</p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。</p> <p>このため、市は、あらかじめ定められた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（教育課）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 第36節 文教活動</p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。</p> <p>このため、市は、あらかじめ定められた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（教育課）</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>(イ) 児童生徒等が在校中の場合の措置</p> <p>a 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。</p> <p>b 市長等から避難指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。</p> <p>2 応急教育計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（教育課）</p> <p>(ア) 市教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害時の対応、応急教育に関する対策について学校を指導及び支援する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 飼養動物の飼い主が実施する対策</p> <p>(ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受け入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（福祉課）</p> <p>(オ) 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第40節 災害救助法の適用</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市町村単位の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。</p>	<p>(イ) 児童生徒等が在校中の場合の措置</p> <p>a 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。</p> <p>b 市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。</p> <p>2 応急教育計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（教育課）</p> <p>(ア) 市教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について学校を指導及び支援する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 飼養動物の飼い主が実施する対策</p> <p>(ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受け入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（福祉課）</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第3章 第40節 災害救助法の適用</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市町村単位の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。</p>	<p>災害対策基本法改正による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>災害救助法改正による修正</p>
--	---	---

<p>災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長（本部長）は知事から委任された救助事務については知事の補助機関として実施する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第41節 観光地の災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（商工観光課）</p> <p>(ア) 観光地での災害時には、消防計画における救助・救急計画に基づき、上田警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。</p> <p>(イ) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。</p>	<p>災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長（本部長）は知事から委任された救助事務については知事の補助機関として実施する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第41節 観光地の災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（商工観光課）</p> <p>(ア) 観光地での災害発生時には、消防計画における救助・救急計画に基づき、上田警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。</p> <p>(イ) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	--	------------------------

第4章 第2節 迅速な現状復旧の進め方

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(2) 実施計画

ア 県、市及び公共機関の実施対策（全部等）

(ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に2次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(イ) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。

(ウ) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

(エ) 指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(オ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

(カ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

(キ) 他の機関との連携を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

(ク) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。

(ケ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧事業を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

(コ) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。

第4章 第2節 迅速な現状復旧の進め方

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(2) 実施計画

ア 市及び公共機関の実施対策（全部等）

(ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に3次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(イ) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。

(新設)

(新設)

(ウ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

(エ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

(オ) 他の機関との連携を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

(カ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。

(キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧事業を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

(ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。

国の防災基本計画に合わせて修正

<p>(サ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p> <p>(シ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。</p> <p>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p>	<p>(ケ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p> <p>(コ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	------------------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 鉄道施設周辺の安全の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（建設課）</p> <p>大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等土砂災害対策を講じる。</p> <p>イ 鉄道事業者が実施する計画</p> <p>鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 鉄道施設周辺の安全の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（建設課）</p> <p>大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等土砂災害対策を講じる。</p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1章 第1節 雪害に強い市づくり</p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県、市及び関係機関の実施計画（建設課）</p> <p>(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</p> <p>イ 市が実施する計画</p> <p>(エ) 市は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 第1節 雪害に強い市づくり</p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県、市及び関係機関の実施計画（建設課）</p> <p>(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</p> <p>イ 市が実施する計画</p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p style="text-align: center;">第2章 第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定する。</p> <p>(2) 市の実施対策（総務課・建設課）</p> <p>(ア) 市は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(エ) 住民への避難指示等の伝達に当たっては市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定する。</p> <p>(2) 市の実施対策（総務課・建設課）</p> <p>(ア) 市は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p style="text-align: center;">第2章 第2節 除雪等の実施と災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 除雪等の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・建設課・農林課・東御消防署）</p> <p>(ア) 市は、東御市除雪計画〔別紙〕の定めるところにより市道の除雪体制を整備し、大雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。</p> <p>(イ) 路上の障害物の除去・除雪について、必要に応じて消防機関等の協力を得て必要な措置をとる。</p> <p>(ウ) 冬期交通規制等の実施</p> <p>(エ) 住民に対して、居住地域内における生活道路の除雪を呼びかける。</p> <p>(オ) 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 第2節 除雪等の実施と災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 除雪等の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・建設課・農林課・東御消防署）</p> <p>(ア) 市は、東御市除雪計画〔別紙〕の定めるところにより市道の除雪体制を整備し、大雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。</p> <p>(イ) 路上の障害物の除去・除雪について、必要に応じて消防機関等の協力を得て必要な措置をとる。</p> <p>(ウ) 冬期交通規制等の実施</p> <p>(エ) 住民に対して、居住地域内における生活道路の除雪を呼びかける。</p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 林野火災対策計画の確立 (1)～(2) (略)</p> <p>2 予防対策の実施 (2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・農林課・東御消防署） 市は、林野火災防止のため次の事業を行う。 (ア)～(イ) 略 (ウ) 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視</p>	<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 林野火災消防計画の確立 (1)～(2) (略)</p> <p>2 予防対策の実施 (2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・農林課・東御消防署） 市は、林野火災防止のため次の事業を行う。 (ア)～(イ) 略 (ウ) 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視</p>	<p>巡視指導員の廃止による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2章 第1節 火山災害に強い市づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 火山災害に強い市土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（全部等）</p> <p>(キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a 上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>(オ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図る。</p> <p>e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p>ア【市の実施計画】</p> <p>(ア) 市は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成してお</p>	<p style="text-align: center;">第2章 第1節 火山災害に強い市づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 火山災害に強い市土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（全部等）</p> <p>(新設)</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a 上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>(オ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図る。</p> <p>e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p>(追加)</p> <p>市は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成してお</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

く必要がある。

(イ) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中の被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(ウ) 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在中の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2章 第4節 活動体制計画

第1 基本方針
災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。
このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取り組み
1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。

第3 計画の内容
1 職員の参集・活動体制
(2) 実施計画
ア 市の実施計画（総務課）
(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第2章 第9節 避難受入活動計画

5 業務継続性の確保
(1) 現状及び課題

く必要がある。
高齢者、障がい者等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に関わる避難誘導体制の整備に努める。

(新設)

(新設)

第2章 第4節 活動体制計画

第1 基本方針
災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。
このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取り組み
1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。

第3 計画の内容
1 職員の参集・活動体制
(2) 実施計画
ア 市の実施計画（総務課）
(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

第2章 第9節 避難受入活動計画

5 業務継続性の確保
(1) 現状及び課題

<p>災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) 平常時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ、SNS等による周知 ○ 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ○ 住民に対する巡回指導 ○ 防災訓練等 <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ、SNS等による周知 ○ 広報車による周知 ○ 避難誘導員による現地広報 ○ 住民組織を通じた広報 <p>なお、市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全措置をとるべきことにも留意する。</p> <p>イ 関係機関が実施する計画</p> <p>(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示等を発令する際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。</p> <p>2 指定緊急避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難</p>	<p>災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) 平常時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ、Twitter等による周知 ○ 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ○ 住民に対する巡回指導 ○ 防災訓練等 <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ、Twitter等による周知 ○ 広報車による周知 ○ 避難誘導員による現地広報 ○ 住民組織を通じた広報 <p>なお、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全措置をとるべきことにも留意する。</p> <p>イ 関係機関が実施する計画</p> <p>(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。</p> <p>2 指定緊急避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	---

<p>生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。</p> <p>(イ) 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。</p> <p>(ウ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</p> <p>(オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</p> <p>(カ) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p>	<p>な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる</p> <p>(移設)</p> <p>(移設)</p> <p>(移設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
--	--	--

<p>(キ) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(ク) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。</p> <p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、浴暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した設備に努める。</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等非難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布、マスク等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。</p> <p>(セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p>	<p>(イ) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(ウ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。</p> <p>(エ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した設備に努める。</p> <p>また、避難所の感染症対策については「第3章第10節 保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局が連携し、検討するよう努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(オ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等非難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(カ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うもの。</p> <p>(キ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布、マスク等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。</p> <p>(ク) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>指定避難所内の一般のスペースでは、生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努め</p>	
--	--	--

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

(ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

(タ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

(ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。
特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

(ナ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(ニ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第3章 第6節 避難受入及び情報提供

第1 基本方針

火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておく。

る。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

(ケ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

(コ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

(サ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

(新設)

(シ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ス) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

(セ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(新設)

(新設)

第3章 第6節 避難受入及び情報提供

第1 基本方針

火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておく。

<p>その際、要配慮者についても十分考慮する。</p> <p>特に市内には多くの要配慮者関連施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、資料47を参考にしこれらの施設に十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。</p> <p>避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照</p> <p style="text-align: center;">第5章 第1節 避難対策</p> <p>第3 取組みの内容</p> <p>1 情報伝達体制の整備及び避難誘導体制の強化</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 市の実施対策（総務課）</p> <p>市は、避難指示等の発令基準の設定、住民、登山者等への通報体制の整備、避難誘導体制の整備、警戒区域の設定等を行う。</p>	<p>その際、要配慮者についても十分考慮する。</p> <p>特に市内には多くの要配慮者関連施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため高齢者等避難の提供や、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、資料47を参考にしこれらの施設に十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 高齢者等避難の提供、避難指示の発令の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、高齢者等避難を伝達、避難指示を行う。</p> <p>高齢者等避難を伝達する者、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、高齢者等避難の伝達、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照</p> <p style="text-align: center;">第5章 第1節 避難対策</p> <p>第3 取組みの内容</p> <p>1 情報伝達体制の整備及び避難誘導体制の強化</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 市の実施対策（総務課）</p> <p>市は、避難指示の基準の設定、住民、登山者等への通報体制の整備、避難誘導体制の整備、警戒区域の設定等を行う。</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>
--	--	---

新	旧	修正理由・備考																
<p style="text-align: center;">第3章 第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>(2) 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。</p> <p>ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。</p> <p>イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。</p> <p>ウ 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日令和3年7月21日）」で示されている屋内退避、避難等の措置について指標は次の表のとおり。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>(2) 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。</p> <p>ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。</p> <p>イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。</p> <p>ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>(新設)</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日令和2年10月28日）」で示されている屋内退避、避難等の措置について指標は次の表のとおり。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の原子力災害対策指針の改正に合わせて修正</p>																
<p style="text-align: center;">第3章 第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="192 1612 1270 1843"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針令和3年7月21日」より）</p>	対象	放射性ヨウ素	飲料水	300ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム	<p style="text-align: center;">第3章 第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="1389 1612 2466 1843"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針令和2年10月28日」より）</p>	対象	放射性ヨウ素	飲料水	300ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム	<p>国の原子力災害対策指針の改正に合わせて修正</p>
対象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム																	
対象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム																	

<p style="text-align: center;">第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応</p> <p>1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応 運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報 (2) 消火、延焼防止 (3) 立入禁止区域の設定 (4) 避難のための警告 (5) 汚染の拡大防止及び除去 (6) 放射線の遮蔽 (7) 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置 	<p style="text-align: center;">第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応</p> <p>1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応 運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報 (2) 消火、延焼防止 (3) 立入禁止区域の設定 (4) 避難のための警告 (5) 汚染の拡大防止及び除去 (6) 放射線の遮蔽 (7) 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置 	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	------------------------

新							旧							修正理由・備考
資料 3 2 指定緊急避難場所・指定避難所（広域避難施設）							資料 3 2 指定緊急避難場所・指定避難所（広域避難施設）							
№	名 称	住 所	指定緊急避難場所			指定避難所	№	名 称	住 所	指定緊急避難場所			指定避難所	
			災害種別ごとの指定							災害種別ごとの指定				
			地震	洪水	土砂災害				地震	洪水	土砂災害			
1	東御清翔高等学校	県 276	○	○	○	○	1	東御清翔高等学校	県 276	○	○	○	○	
2	東部中学校	常田 300-2	○	○	○	○	2	東部中学校	常田 300-2	○	○	○	○	
3	田中小学校	県 71-2	○	○	○	○	3	田中小学校	県 71-2	○	○	○	○	
4	田中保育園	田中 459-2	○	—	○	○	4	田中保育園	田中 459-2	○	—	○	○	
5	田中児童館	県 109	○	—	○	○	5	田中児童館	県 109	○	—	○	○	
6	東部子育て支援センター	県 282-2	○	○	○	○	6	東部子育て支援センター	県 282-2	○	○	○	○	
7	文化会館	常田 505-1	○	○	○	○	7	文化会館	常田 505-1	○	○	○	○	
8	東部人権啓発センター	県 288-3	○	○	○	○	8	東部人権啓発センター	県 288-3	○	○	○	○	
9	長野救命医療専門学校	田中 66-1	○	—	○	○	9	長野救命医療専門学校	田中 66-1	○	—	○	○	
10	ゆうふる tanaka	田中 278-18	○	—	○	○	10	ゆうふる tanaka	田中 278-18	○	—	○	○	
11	中央公民館	県 288-4	○	○	○	○	11	中央公民館	県 288-4	○	○	○	○	
12	滋野小学校	滋野乙 2966-3	○	○	—	○	12	滋野小学校	滋野乙 2966-3	○	○	—	○	
13	滋野保育園	滋野乙 2023-1	○	—	—	○	13	滋野保育園	滋野乙 2023-1	○	—	—	○	
14	滋野児童館	滋野乙 507-7	○	—	—	○	14	滋野児童館	滋野乙 507-7	○	—	—	○	
15	滋野コミュニティーセンター	滋野乙 2962	○	○	○	○	15	滋野コミュニティーセンター	滋野乙 2962	○	○	○	○	
16	柵津小学校	柵津 1009	○	○	○	○	16	柵津小学校	柵津 1009	○	○	○	○	
17	柵津保育園	柵津 1262	○	—	—	○	17	柵津保育園	柵津 1262	○	—	—	○	
18	柵津児童館	柵津 917-4	○	—	—	○	18	柵津児童館	柵津 917-4	○	—	—	○	
19	東御中央公園第一体育館	鞍掛 177-2	○	○	○	○	19	東御中央公園第一体育館	鞍掛 177-2	○	○	○	○	
20	東御中央公園武道館	鞍掛 167	○	○	○	○	20	東御中央公園武道館	鞍掛 167	○	○	○	○	
21	柵津公民館	柵津 917-4	○	—	—	○	21	柵津公民館	柵津 917-4	○	—	—	○	
22	和小学校	海善寺 1244-1	○	○	○	○	22	和小学校	海善寺 1244-1	○	○	○	○	
23	和保育園	和 8017-2	○	—	○	○	23	和保育園	和 8017-2	○	—	○	○	
24	和児童館	和 7999-3	○	—	○	○	24	和児童館	海善寺 1070-1	○	○	—	○	
25	和コミュニティーセンター	和 2628	○	—	—	○	25	和コミュニティーセンター	和 2628	○	—	—	○	
26	湯楽里館	和 3875	○	○	○	○	26	湯楽里館	和 3875	○	○	○	○	
27	北御牧中学校	下之城 947	○	○	○	○	27	北御牧中学校	下之城 947	○	○	○	○	
28	北御牧小学校	大日向 623	○	—	○	○	28	北御牧小学校	大日向 623	○	—	○	○	
29	北御牧体育館	下之城 978-1	—	○	—	○	29	北御牧体育館	下之城 978-1	—	○	—	○	
30	ふれあい体育館	下之城 962-3	○	○	—	○	30	ふれあい体育館	下之城 962-3	○	○	—	○	
31	青年研修センター	下之城 962-5	○	○	—	○	31	青年研修センター	下之城 962-5	○	○	—	○	
32	北御牧人権啓発センター	八重原 2813-1	○	○	○	○	32	北御牧人権啓発センター	八重原 2813-1	○	○	○	○	
33	北御牧保育園	大日向 102	○	○	—	○	33	北御牧保育園	大日向 102	○	○	—	○	
34	北御牧公民館	大日向 337	○	—	—	○	34	北御牧公民館	大日向 337	○	—	—	○	
35	みまき未来館	大日向 338-1	○	—	—	○	35	みまき未来館	大日向 338-1	○	—	—	○	
36	明神館	八重原 1806-1	○	○	○	○	36	明神館	八重原 1806-1	○	○	○	○	
37	御牧乃湯	布下 35-4	○	—	○	○	37	御牧乃湯	布下 35-4	○	—	○	○	
38	奈良原研修センター鴻夢館	新張 1931				○	38	奈良原研修センター鴻夢館	新張 1931				○	

ハザードマップ修正に伴う災害種別ごとの避難場所の変更及び名称等の訂正

指定緊急避難場所・指定避難所（地区別避難場所）							指定緊急避難場所・指定避難所（地区別避難場所）						
No.	名称	住所	指定緊急避難場所			指定避難所	No.	名称	住所	指定緊急避難場所			指定避難所
			災害種別ごとの指定							災害種別ごとの指定			
			地震	洪水	土砂災害					地震	洪水	土砂災害	
41	西入集会所	和 6710-2	○	○	○	○	41	西入集会所	和 6710-2	○	○	○	○
42	東入集会所	和 6739-6	○	○	—	○	42	東入集会所	和 6739-6	○	○	—	○
43	日向が丘公民館	海善寺 854-90	○	○	—	○	43	日向が丘公民館	海善寺 854-90	○	○	—	○
44	海善寺北公民館	海善寺 741-6	○	○	—	○	44	海善寺北公民館	海善寺 741-6	○	○	—	○
45	寺坂コミュニティーセンター	和 8333-65	○	○	○	○	45	寺坂コミュニティーセンター	和 8333-65	○	○	○	○
46	県営日向が丘団地集会所(睦区)	海善寺 854-91	○	○	—	○	46	県営日向が丘団地集会所(睦区)	海善寺 854-91	○	○	—	○
47	上八重原公民館	八重原 523-2	○	○	○	○	47	上八重原公民館	八重原 523-2	○	○	○	○
48	田楽平公民館	八重原 2-576	○	○	○	○	48	田楽平公民館	八重原 2-576	○	○	○	○
49	中八重原生活改善センター	八重原 1441-1	○	○	○	○	49	中八重原生活改善センター	八重原 1441-1	○	○	○	○
50	旧山崎公民館	八重原 1884-1	○	○	○	○	50	旧山崎公民館	八重原 1884-1	○	○	○	○
51	下八重原生活改善センター	八重原 2916-1	○	○	○	○	51	下八重原生活改善センター	八重原 2916-1	○	○	○	○
52	芸術むら公民館	八重原 3533-646	○	○	○	○	52	芸術むら公民館	八重原 3533-646	○	○	○	○
53	白樺公民館	八重原 3533-1110	○	○	○	○	53	白樺公民館	八重原 3533-1110	○	○	○	○
54	切久保集落センター	下之城 779-6	○	○	—	○	54	切久保集落センター	下之城 779-6	○	○	—	○
55	本下之城集落センター	下之城 457-5	○	○	■	○	55	本下之城集落センター	下之城 457-5	○	○	●	○
56	八反田公民館	下之城 625-9	○	○	—	○	56	八反田公民館	下之城 625-9	○	○	—	○
57	田之尻公民館	下之城 324-5	○	○	—	○	57	田之尻公民館	下之城 324-5	○	○	—	○
58	宮公民館	下之城 110-1	○	○	—	○	58	宮公民館	下之城 110-1	○	○	—	○
59	生きがい交流センター(畔田区)	下之城 45-6	○	○	○	○	59	生きがい交流センター(畔田区)	下之城 45-6	○	○	○	○
60	南部公民館	御牧原 730	○	○	○	○	60	南部公民館	御牧原 730	○	○	○	○
61	北部区公民館	御牧原 1404-1	○	○	○	○	61	北部区公民館	御牧原 1404-1	○	○	○	○
62	布下公民館	布下 315-1	○	—	○	○	62	布下公民館	布下 315-1	○	—	○	○
63	常満団地集会所	布下 430-59	○	○	—	○	63	常満団地集会所	布下 430-59	○	○	—	○
64	島川原農業生活改善施設	島川原 265	○	—	○	○	64	島川原農業生活改善施設	島川原 265	○	—	○	○
65	大日向集落センター	大日向 174	○	○	—	○	65	大日向集落センター	大日向 174	○	○	—	○
66	光ヶ丘集会所	大日向 440-21	○	○	○	○	66	光ヶ丘集会所	大日向 440-21	○	○	○	○
67	羽毛山コミュニティーセンター	羽毛山 336-1	○	—	○	○	67	羽毛山コミュニティーセンター	羽毛山 336-1	○	—	○	○
68	羽毛山団地集会所(牧ヶ原区)	羽毛山 717-1	○	—	○	○	68	羽毛山団地集会所(牧ヶ原区)	羽毛山 717-1	○	—	○	○

資料5-2 土砂災害のおそれのある区域に立地している要配慮者利用施設

地区	施設名称	住所	経営主体	構造・階	電話番号
田中	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	S造・2	61-0180
〃	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・2	62-2800
滋野	滋野小学校	滋野乙 2966-3	東御市	RC造・2	62-0404
〃	滋野児童クラブ1	滋野乙 2966-3	東御市	RC造・2	62-3399
〃	滋野児童クラブ2	滋野乙 2966-3	東御市	RC造・2	62-3399
〃	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・1	63-6468
〃	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・1	64-0021
〃	第1おひさまこども園	滋野 736-107	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	75-0725
〃	第2おひさまこども園	滋野 736-135	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	75-0725
〃	第3おひさまこども園	滋野 736-128	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	75-0725
〃	小規模多機能型居宅介護 ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	64-6541
柵津	柵津保育園	柵津 1262	東御市	木造・1	63-6816
〃	柵津児童館	柵津 917-4	東御市	木造・1	62-5171
〃	障がい者福祉サービス事業所 さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	64-7201
〃	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC造・3	62-0050
〃	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・2	62-0168
〃	日日(是好日)館	新張 1089-2	(医)緑風会	木造・1	080-5826-7121
和	デイサービスセンターリハビリ処 東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・1	64-5185
〃	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・1	63-6338
〃	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・1	75-5663
〃	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・2	75-9771
北御牧	デイサービスセンター あげだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・1	67-1160
〃	予防センター あげだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・1	67-1160
〃	北御牧保育園	大日向 102	東御市	木造・1	67-2093
〃	北御牧子育て支援センター	大日向 338-1	東御市	S造・2	67-3676
〃	北御牧児童館	大日向 338-1	東御市	S造・2	67-3676
〃	北御牧児童クラブ	大日向 337	東御市	RC造・3	67-3676
〃	特別養護老人ホームケアポートみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	61-6001
〃	ユニバーサルワークセンターみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	61-6001

※病院・診療所等の施設は有床に限る

資料5-2 土砂災害のおそれのある区域に立地している要配慮者利用施設

地区	施設名称	住所	経営主体	構造・階	電話番号
田中	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	S造・2	61-0180
〃	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・2	62-2800
滋野	滋野小学校	滋野乙 2966-3	東御市	RC造・2	62-0404
〃	滋野児童クラブ1	滋野乙 2966-3	東御市	RC造・2	62-3399
〃	滋野児童クラブ2	滋野乙 2966-3	東御市	RC造・2	62-3399
〃	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・1	63-6468
〃	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・1	64-0021
〃	第1おひさまこども園	滋野 736-107	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	75-0725
〃	第2おひさまこども園	滋野 736-135	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	75-0725
〃	第3おひさまこども園	滋野 736-128	(NPO)おもいやり乙女平	木造・1	75-0725
〃	小規模多機能型居宅介護 ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	64-6541
柵津	柵津保育園	柵津 1262	東御市	木造・1	63-6816
〃	柵津児童館	柵津 917-4	東御市	木造・1	62-5171
〃	障がい者福祉サービス事業所 さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	64-7201
〃	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC造・3	62-0050
〃	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・2	62-0168
〃	日日(是好日)館	新張 1089-2	(医)緑風会	木造・1	080-5826-7121
和	和児童館	海善寺 1070-1	東御市	S造・1	64-3704
〃	和児童クラブ2	和 2628-1	東御市	木造・1	62-1030
〃	和児童クラブ3	和 2628-1	東御市	木造・1	71-7371
〃	デイサービスセンターリハビリ処 東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・1	64-5185
〃	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・1	63-6338
〃	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・1	75-5663
〃	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・2	75-9771
北御牧	デイサービスセンター あげだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・1	67-1160
〃	予防センター あげだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・1	67-1160
〃	北御牧保育園	大日向 102	東御市	木造・1	67-2093
〃	北御牧子育て支援センター	大日向 338-1	東御市	S造・2	67-3676
〃	北御牧児童館	大日向 338-1	東御市	S造・2	67-3676
〃	北御牧児童クラブ	大日向 337	東御市	RC造・3	67-3676
〃	特別養護老人ホームケアポートみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	61-6001
〃	ユニバーサルワークセンターみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	61-6001

※病院・診療所等の施設は有床に限る

資料5-3 浸水のおそれのある区域に立地している要配慮者利用施設

河川名	施設名称	住所	経営主体	構造・階	想定浸水深	電話番号
所沢川 求女川	東部子育て支援センター	県 282-2	東御市	S造・2	0.5m未満	64-5814
千曲川・ 三分川他	田中小学校	県 71-2	東御市	RC造・3	0.5m~3m	62-0001
千曲川・ 三分川他	田中児童クラブ1	県 71-2	東御市	RC造・3	0.5m~3m	62-5300
三分川 求女川他	田中児童館	県 109	東御市	S造・1	0.5m未満	63-5968
三分川 求女川他	田中児童クラブ2	県 108	東御市	RC造・1	0.5m未満	63-1170
千曲川・ 所沢川	田中保育園	田中 459-2	東御市	木造・1	3~5m	62-1602
所沢川	東部中学校	常田 300-2	東御市	RC造・3	0.5~3m	62-0145
求女川・ 所沢川	東御清翔高等学校	県 276	長野県	RC造・3	0.5m未満	62-0014
千曲川・ 求女川	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・2	10~20m	62-2800
所沢川・ 求女川	くるみ幼稚園	県 373	(学)くるみ学園	S造・2	0.5m未満	75-6113
所沢川・ 求女川	東御記念セントラルクリニック	県 165-1	(福)ちいさがた福祉会	RC造・4	0.5~3m	62-1231
所沢川・ 求女川他	小規模多機能型居住介護 和光	田中 193-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5~3m	64-1234
所沢川 求女川他	宅幼老所 岩井屋	田中 220	(NPO)普通の暮らしの研究所	木造・2	0.5m未満	64-1439
千曲川 求女川他	障がい者グループホーム 岩井屋館	田中 37-3	(NPO)普通の暮らしの研究所	木造・2	0.5m未満	64-1439
所沢川 求女川他	グループホームリカバリー	田中 221-3	(合)リカバリーアシスト	木造・2	0.5m~3m	75-8072
所沢川 求女川他	グループホーム 円居	田中 234-2	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m未満	63-0025
所沢川	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	S造・2	0.5~3m	61-0180
所沢川	介護老人福祉施設 フォーレスト	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・2	0.5~3m	64-7200
所沢川	フォーレストデイサービスセンター	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・2	0.5~3m	64-7200
所沢川	グループホームフォーレスト	常田 18-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m未満	64-7660
所沢川・ 求女川	さんらいずホールらくどう	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m~3m	63-1220
所沢川・ 求女川	障がい者就労継続支援施設 ダーチャ	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5~3m	62-0680
所沢川・ 求女川	リハビリサロン 夢里逢	常田 493-1	(株)アスカムライフ	木造・1	0.5m未満	84-1518
西沢川	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・1	0.5~3m	63-6468
西沢川	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・1	0.5~3m	64-0021
西沢川	小規模多機能型居宅介護 ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	0.5~3m	64-6541
大石沢川	多機能型就労支援 プラスモア	滋野乙 2465-5	(NPO)プラスモア	木造・1	0.5~3m	71-5328
所沢川	放課後等デイサービス ワンズJ	鞍掛 69-15	ワンズ株式会社	S造・2	0.5m未満	75-5660
所沢川	放課後等デイサービス ワンズJ2	鞍掛 69-8	ワンズ株式会社	木造・2	0.5m未満	75-0377
所沢川	障がい福祉サービス事業所 さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	3~5m	64-7201
所沢川	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC造・3	3~5m	62-0050
所沢川	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・2	0.5~3m	62-0168
所沢川	柵津小学校	柵津 1009	東御市	RC造・2	0.5~3m	62-0254
所沢川	柵津児童クラブ	柵津 1009	東御市	RC造・2	0.5~3m	62-0291

資料5-3 浸水のおそれのある区域に立地している要配慮者利用施設

河川名	施設名称	住所	経営主体	構造・階	想定浸水深	電話番号
所沢川 求女川他	東部子育て支援センター	県 282-2	東御市	S造・2	0.5m未満	64-5814
千曲川・ 三分川他	田中小学校	県 71-2	東御市	RC造・3	0.5m~3m	62-0001
千曲川・ 三分川他	田中児童クラブ1	県 71-2	東御市	RC造・3	0.5m~3m	62-5300
三分川 求女川他	田中児童館	県 109	東御市	S造・1	0.5m未満	63-5968
三分川 求女川他	田中児童クラブ2	県 108	東御市	RC造・1	0.5m未満	63-1170
千曲川・ 所沢川	田中保育園	田中 459-2	東御市	木造・1	3~5m	62-1602
所沢川	東部中学校	常田 300-2	東御市	RC造・3	0.5~3m	62-0145
求女川・ 所沢川	東御清翔高等学校	県 276	長野県	RC造・3	0.5m未満	62-0014
千曲川・ 求女川	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・2	10~20m	62-2800
所沢川・ 求女川	くるみ幼稚園	県 373	(学)くるみ学園	S造・2	0.5m未満	75-6113
所沢川・ 求女川	東御記念セントラルクリニック	県 165-1	(福)ちいさがた福祉会	RC造・4	0.5~3m	62-1231
所沢川・ 求女川	小規模多機能型居住介護 和光	田中 193-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5~3m	64-1234
針ノ木川 求女川他	宅幼老所 岩井屋	田中 220	(NPO)普通の暮らしの研究所	木造・2	0.5m未満	64-1439
針ノ木川 求女川他	障がい者グループホーム 岩井屋館	田中 37-3	(NPO)普通の暮らしの研究所	木造・2	0.5m未満	64-1439
針ノ木川 求女川他	グループホームリカバリー	田中 221-3	(合)リカバリーアシスト	木造・2	0.5m~3m	75-8072
針ノ木川 求女川他	グループホーム 円居	田中 234-2	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m未満	63-0025
所沢川	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	S造・2	0.5~3m	61-0180
所沢川	介護老人福祉施設 フォーレスト	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・2	0.5~3m	64-7200
所沢川	フォーレストデイサービスセンター	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・2	0.5~3m	64-7200
所沢川	グループホームフォーレスト	常田 18-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m未満	64-7660
所沢川・ 求女川他	さんらいずホールらくどう	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m~3m	63-1220
所沢川・ 求女川他	障がい者就労継続支援施設 ダーチャ	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m未満	62-0680
所沢川・ 求女川他	リハビリサロン 夢里逢	常田 493-1	(株)アスカムライフ	木造・1	0.5m未満	84-1518
西沢川	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・1	0.5~3m	63-6468
西沢川	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・1	0.5~3m	64-0021
西沢川	小規模多機能型居宅介護 ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	0.5~3m	64-6541
	新設					
所沢川	放課後等デイサービス ワンズJ	鞍掛 69-8	ワンズ株式会社	S造・2	0.5m未満	75-0377
	新設					
所沢川	障がい福祉サービス事業所 さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	3~5m	64-7201
所沢川	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC造・3	3~5m	62-0050
所沢川	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・2	0.5~3m	62-0168
求女川・ 柵津川	柵津小学校	柵津 1009	東御市	RC造・2	0.5~3m	62-0254
求女川・ 柵津川	柵津児童クラブ1	柵津 1009	東御市	RC造・2	0.5~3m	62-0291

河川の変更及び追加
対象施設の追加及び名称
等変更

求女川	柵津保育園	柵津 1262	東御市	木造・1	0.5m 未満	63-6816	求女川・柵津東川	柵津児童クラブ2	柵津 917-4	東御市	RC造・2	0.5~3m	62-0251
求女川	柵津児童館	柵津 917-4	東御市	木造・1	0.5m 未満	62-5171	求女川・柵津東川	柵津保育園	柵津 1262	東御市	木造・1	0.5m 未満	63-6816
所沢川	柵津診療所	柵津 343-2	(医)緑風会	RC造・2	3~5m	62-0273	求女川・柵津東川	柵津児童館	柵津 917-4	東御市	木造・1	0.5m 未満	62-5171
所沢川	くらら おやつ工房	柵津 351-1	(福)ちいさがた福祉会	RC造・2	3~5m	63-6660	所沢川	柵津診療所	柵津 343-2	(医)緑風会	RC造・2	0.5m 未満	62-0273
所沢川	介護老人保健施設 ハーモニック東部	柵津 346-2	(医)緑風会	S造・2	3~5m	61-0008	所沢川	くらら おやつ工房	柵津 351-1	(福)ちいさがた福祉会	SRC造・2	3~5m	63-6660
所沢川	介護老人保健施設ハーモニック東部メロディ東部棟	柵津 346-1	(医)緑風会	S造・2	3~5m	61-0008	所沢川	介護老人保健施設 ハーモニック東部	柵津 346-2	(医)緑風会	S造・2	3~5m	61-0008
所沢川	グループホーム 御姫尊	柵津 337-2	(医)緑風会	木造・1	0.5~3m	64-0222	所沢川	介護老人保健施設ハーモニック東部メロディ東部棟	柵津 346-1	(医)緑風会	S造・2	3~5m	61-0008
所沢川	グループホーム 桃源郷	柵津 337-2	(医)緑風会	木造・1	0.5~3m	64-6450	所沢川	グループホーム 御姫尊	柵津 337-2	(医)緑風会	木造・1	3~5m	64-0222
所沢川	ハートハウス VATER 館	柵津 343-2	(医)緑風会	S造・2	0.5~3m	61-0008	所沢川	グループホーム 桃源郷	柵津 337-2	(医)緑風会	木造・1	0.5~3m	64-6450
所沢川	看護小規模多機能型居宅介護 ホームーハウス	柵津 332-2	(医)緑風会	木造・2	0.5~3m	71-6371	所沢川	ハートハウス VATER 館	柵津 343-2	(医)緑風会	S造・2	0.5~3m	61-0008
求女川・所沢川	介護老人福祉施設 ころこ	柵津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・3	0.5m 未満	64-0556	所沢川	看護小規模多機能型居宅介護ホームーハウス	柵津 332-2	(医)緑風会	木造・2	0.5~3m	71-6371
求女川・所沢川	デイサービスセンター ころこ	柵津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・3	0.5m 未満	64-0556	求女川・所沢川他	介護老人福祉施設 ころこ	柵津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・3	0.5m 未満	64-0556
所沢川	おひさまこども園柵津	柵津 1023-1	(NPO)おもしろ乙女平	木造・1	0.5~3m	55-7919	求女川・所沢川他	デイサービスセンター ころこ	柵津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・3	0.5m 未満	64-0556
所沢川	おひさま児童クラブ	柵津 1023-1	(NPO)おもしろ乙女平	木造・1	0.5~3m	55-7919	求女川・柵津東川	おひさまこども園柵津	柵津 1023-1	(NPO)おもしろ乙女平	木造・1	0.5~3m	55-7919
金原川	和保育園	和 8017-2	東御市	木造・1	0.5~3m	63-6815		新設					
成沢川・金原川	和児童館	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704	金原川	和保育園	和 8017-2	東御市	木造・1	0.5~3m	63-6815
成沢川・金原川	和児童クラブ1	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704		新設					
成沢川・金原川	和児童クラブ2	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704		新設					
成沢川・金原川	デイサービスセンターリハビリ処 東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・1	0.5~3m	64-5185		新設					
成沢川・金原川	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・1	0.5m 未満	63-6338	成沢川	デイサービスセンターリハビリ処 東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・1	0.5~3m	64-5185
成沢川・金原川	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・1	0.5m 未満	75-5663	金原川・西川	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・1	0.5m 未満	63-6338
成沢川・金原川	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・2	0.5m 未満	75-9771	金原川・西川	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・1	0.5m 未満	75-5663
成沢川・金原川	グループホーム やわらぎ	和 3198-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・2	0.5m 未満	63-6343	金原川・西川	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・2	0.5m 未満	75-9771
千曲川・鹿曲川	北御牧小学校	大日向 623	東御市	RC造・3	5~10m	67-2029	成沢川	グループホーム やわらぎ	和 3198-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・2	0.5m 未満	63-6343
千曲川・鹿曲川	北御牧子育て支援センター	大日向 338-1	東御市	S造・2	3~5m	67-3676	千曲川・鹿曲川	北御牧小学校	大日向 623	東御市	RC造・3	5~10m	67-2029
千曲川・鹿曲川	北御牧児童館	大日向 338-1	東御市	S造・2	3~5m	67-3676	千曲川・鹿曲川	北御牧子育て支援センター	大日向 338-1	東御市	S造・2	3~5m	67-3676
千曲川・鹿曲川	北御牧児童クラブ	大日向 337	東御市	RC造・3	5~10m	67-3676	千曲川・鹿曲川	北御牧児童館	大日向 338-1	東御市	S造・2	3~5m	67-3676
千曲川・小相沢川	障がい福祉施設事業所 くらら島川原	島川原 290-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	5~10m	67-1123	千曲川・鹿曲川	北御牧児童クラブ	大日向 337	東御市	RC造・3	5~10m	67-3676
千曲川・小相沢川	障がい福祉施設事業所 くらら布下	島川原 290-11	(福)ちいさがた福祉会	木造・2	5~10m	67-1123	千曲川・小相沢川	障がい福祉施設事業所 くらら島川原	島川原 290-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	5~10m	67-1123
千曲川・小相沢川	特別養護老人ホーム ケアポートみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001	千曲川・小相沢川	障がい福祉施設事業所 くらら布下	島川原 290-11	(福)ちいさがた福祉会	木造・2	5~10m	67-1123
千曲川・小相沢川	多機能型事業所ユニバーサルワークセンターみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	40-9023	千曲川・小相沢川	特別養護老人ホーム ケアポートみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川・小相沢川	予防センター みまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001	千曲川・小相沢川	多機能型事業所ユニバーサルワークセンターみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	40-9023
千曲川・小相沢川	ショートステイ ケアポートみまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001	千曲川・小相沢川	予防センター みまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川・小相沢川	認知症対策型共同生活介護 ほのぼのホーム	布下 37	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001	千曲川・小相沢川	ショートステイ ケアポートみまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川・小相沢川	デイサービスセンター きたみまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001	千曲川・小相沢川	認知症対策型共同生活介護 ほのぼのホーム	布下 37	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川	生活介護施設 ひまわりの丘	布下 617-1	(NPO)ひまわりの丘	木造・1	5~10m	71-5481	千曲川・小相沢川	デイサービスセンター きたみまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001

<p>※「求女川」は、「求女川・栴津東川」の略です</p> <p>※病院・診療所等の施設は有床に限る</p>	<table border="1" data-bbox="1371 180 2466 226"> <tr> <td>千曲川</td> <td>生活介護施設 ひまわりの丘</td> <td>布下 617-1</td> <td>(NPO)ひまわりの丘</td> <td>木造・1</td> <td>5~10m</td> <td>71-5481</td> </tr> </table> <p>※病院・診療所等の施設は有床に限る</p>	千曲川	生活介護施設 ひまわりの丘	布下 617-1	(NPO)ひまわりの丘	木造・1	5~10m	71-5481	
千曲川	生活介護施設 ひまわりの丘	布下 617-1	(NPO)ひまわりの丘	木造・1	5~10m	71-5481			